

毎日の作業の安全について改めて考えてみましょう！ 軽種馬関係の労働災害事故防止のために

7月30日、軽種馬に関する労働災害防止を目的に浦河労働基準監督署職員と日高管内各JAの担当者が参加し、日高町の牧場で「軽種馬牧場労働災害防止合同パトロール」が行われました。

当JA管内で発生している労災事故は、軽種馬に関する事故が大半となっています。以下の質問は、パトロールで確認された労働災害防止のための重点対策です。質問にいくつ「はい」と答えられるでしょうか。

- 設備の不安全な状態について、放置せず、直ちに改善するなどの対策を講じていますか？
- 競走馬の騎乗や取り扱いについては、熟練者による指導が行われていますか？
- 作業ごとに着用すべき保護具をしっかりと着用していますか？
- 農業用トラクターについて、運転席に安全フレームや安全キャブを装着していますか？
また、シートベルトの着用は励行していますか？
- 農業用機械の取扱いは、当該機械を熟知した方が行っていますか？

注意していても、万が一事故が起こってしまった場合、頼りになるのが労働保険です。労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、国が直接管理、運営している保険です。法人経営では従業員1人からとも強制加入、個人経営では従業員5人未満までは任意加入、5人以上は強制加入となっています。

上記条件にあてはまり、労災保険、雇用保険に未加入の方は、最寄りの労働基準監督署、もしくはハローワークでご相談下さい。また、労災保険については、当JA営農部営農課（担当 河原 TEL 42-1051）でも受付しておりますので、ご不明な点などあります場合には、お問い合わせ下さい。

問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課 TEL 011-709-2311
もしくは、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク

理事会報告

6月理事会（27日）

1. 特別対策農家の資産処分について
2. 長期資金の貸付について
3. 規定類の改定について



7月理事会（24日）

1. 平成25年度軽種馬生産基盤整備対策事業について
2. 平成25年度馬産地再活性化緊急対策リース事業について
3. 規定類の改定について



後継者の方などの免許取得はお済みでしょうか？ 大型特殊免許・けん引免許に関するお知らせ

JAだよりやFAXなどで以前からお知らせしておりますが、大型特殊免許・けん引免許を取得せずに道路を走行した場合は無免許運転となり、JAの自動車共済にご加入していても、共済金が支払われない場合がございます。

静内総合自動車学校では、大型特殊免許・けん引免許とも取得可能となっておりますので、まだ免許を取得していない方は、早めの取得をお願いします。

○大型特殊免許

110,460円 → 95,460円

○けん引免許

149,520円 → 134,520円

※同時に受講される場合には、一方の入所費用についても割引されます。

問い合わせ先

JAしすない営農部営農課（担当 岬）
TEL 42-1051 FAX 42-7034